

### 1) 自然景観核

自然景観で核となる自然を「自然景観核」と位置付け、美しい景観の保全を図ります。周辺の景観についても、自然景観核との調和を図ります。



御仮供スギ

白峰百万貫の岩、太田の大トチノキ、桑島化石壁、大嵐山ミズバショウ、岩間の噴泉塔群、瀬戸の夜泣きイチョウ、<sup>おほく</sup>御仮供スギ、五十谷の大スギ、大ケヤキ(松任城址公園)、竹松海岸ハマナス群生地、オニユリ群生地

### 2) 歴史景観核

歴史的景観で核となる施設を「歴史景観核」と位置付け、歴史的景観の保全を図ります。周辺の景観についても、歴史景観核との調和を図ります。

また、白山ろくの文化的景観については、景観の保全・活用のため、地区住民の同意を得て重要文化的景観の選定をめざします。



白山比咩神社

<sup>ふとげ</sup>鳥越城跡・二曲城跡、白山比咩神社、舟岡山城跡、松任城址公園

### 3) まちなみ景観核（保存・再生）

景観条例(旧まちなみ景観条例)に基づき修景(保存・再生)されている歴史的なまちなみを「まちなみ景観核」と位置付け、本市を代表する歴史的なまちなみ景観として積極的な景観づくりに努めます。

また、地区住民の同意を得て、白峰地区については重要伝統的建造物群保存地区の選定をめざし、景観の保全・活用を図ります。



白峰地域のまちなみ

松任横町のまちなみ  
美川宮前通りのまちなみ  
鶴来本町通りのまちなみ  
鶴来今町通りのまちなみ

松任西新町のまちなみ  
美川新町西町内のまちなみ  
鶴来新町通りのまちなみ  
白峰のまちなみ（白峰、桑島）

### ◆鶴来本町通りまちなみ重点地区

本地区は、沿線に歴史的に価値のある建物が残る鶴来本町商店街として利用されているほか、旧鶴来街道が古くから平野部と山間部の人や物が行き交う主要な道路として利用されており、その盛んであった面影を残しています。

これらの歴史・伝統・文化を形として後世に残すために、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。



鶴来本町通り・鶴来新町通り・  
鶴来今町通りまちなみ  
(修景イメージ)

### ◆鶴来新町通りまちなみ重点地区

本地区は、白山比咩神社の門前町として発達した面影を残しているほか、旧鶴来街道は、古くから平野部と山間部の人や物が行き交う主要な道路として利用されており、その盛んであった面影を残しています。

これらの歴史・伝統・文化を形として後世に残すために、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。

### ◆鶴来今町通りまちなみ重点地区

本地区は、白山比咩神社の門前町として発達した面影を残しているほか、旧鶴来街道は、古くから平野部と山間部の人や物が行き交う主要な道路として利用されており、その盛んであった面影を残しています。

これらの歴史・伝統・文化を形として後世に残すために、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。

### ◆白峰まちなみ重点地区（白峰、桑島）

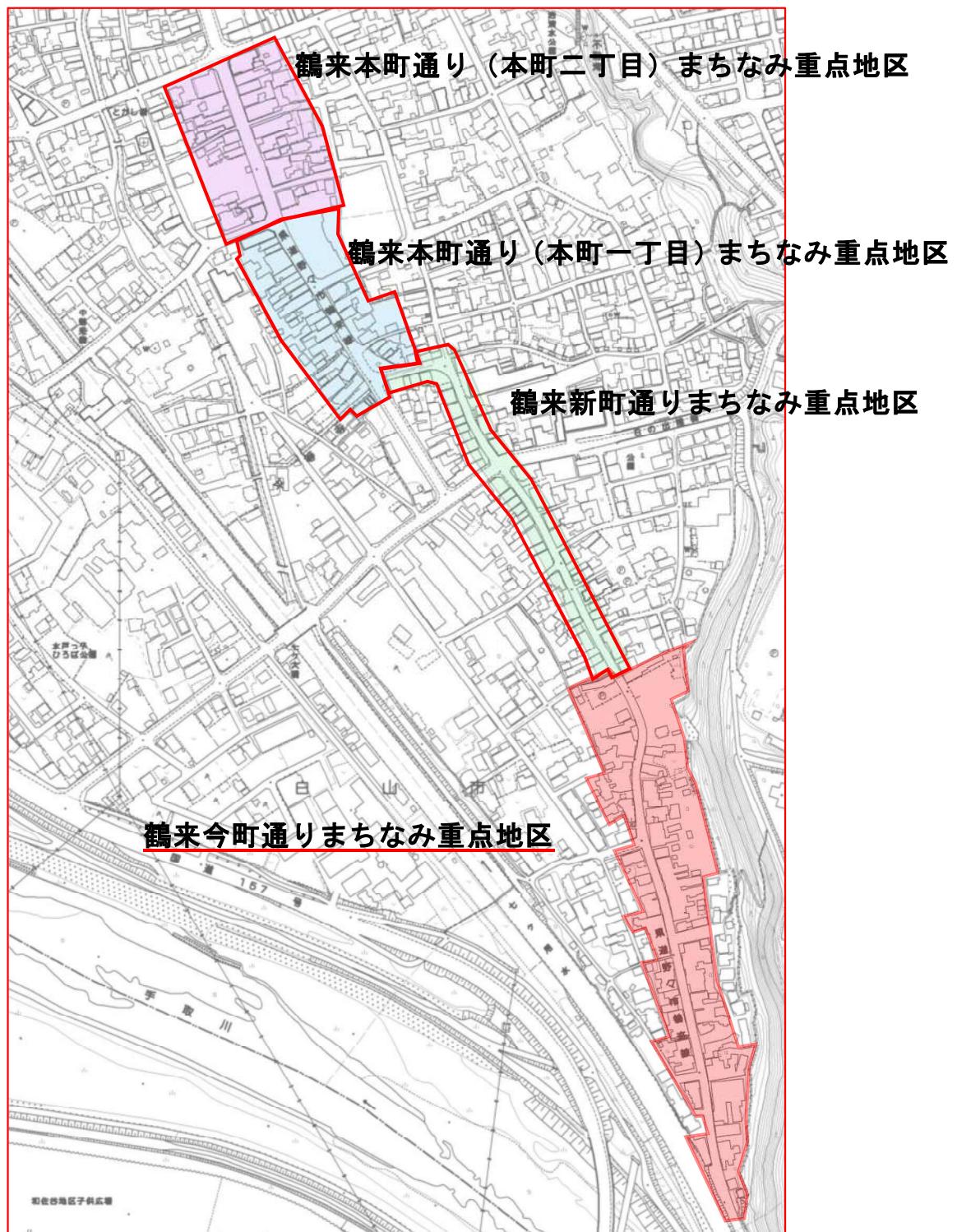
本地区は、白山に抱かれた集落に息づく歴史・伝統・文化が脈々と受け継がれています。これらを後世に残すため、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。

特に白峰地区は、文化財保護法に基づく、国の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みを行っています。伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき保護されます。本計画は、伝統的建造物群保存地区を除いた区域を重点地区とし、伝統的建造物群保存地区の基準と整合を図り、歴史的かつ一体的なまちなみ景観の形成を図ります。



白峰まちなみ（修景イメージ）

- ◆鶴来本町通りまちなみ重点地区
- ◆鶴来新町通りまちなみ重点地区
- ◆鶴来今町通りまちなみ重点地区



## 【鶴来今町通り】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合	
項目	まちなみ景観形成基準
建築物等に関する事項	
位置	・建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。
高さ	・通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。
形態 ・意匠	・勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。 ・原色を避け、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
材料	・まちなみと調和し、高質で自然な感じが伝わるものとする。
門扉・垣	・設置する場合は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
設備	・屋外の設備機器は、道路からの見え方に配慮する。
その他	・車庫は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
土地利用に関する事項	
駐車場	・屋外駐車スペースは、道路からの見え方に配慮する。

まちなみ調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合	
項目	まちなみ景観形成基準
建築物等に関する事項	
位置	・建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。 ・建物の新築・改築にあたっては、道路境界から1.0m程度後退して建てる。
高さ	・通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。
形態 ・意匠	・切妻平入り、黒瓦葺きを原則とする。 ・原色を避け、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
材料	・建物の外壁は、板垣、土壁、漆喰等伝統的素材を用いる。
門扉・垣	・設置する場合は、板垣、生垣とする。
設備	・屋外の設備機器は、通りから見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、覆いを設ける。
その他	・車庫は、木製戸又はこれに類するものとする。
土地利用に関する事項	
駐車場	・屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣、柵、生垣等により遮断する。

## 【鶴来今町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
建築物等に関する事項	
建物用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる建築物等を建築してはならない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。</li> <li>2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。</li> <li>3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの。</li> </ol> </li> </ul>
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物を設置する場合は、建築物の外観・色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げ、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。</li> <li>・建物の屋上には屋外広告物を設置しない。</li> <li>・屋外広告物は、時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。</li> <li>・屋外駐車場の案内・サインは1m以内とする。</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> </ul>
土地利用に関する事項	
空き地・空き家の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね3か月）に景観まちづくり協議会に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。</li> </ul>
その他	
半公共空間（沿道空間）の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半公共空間には、できるだけ、屋外アートを配置するように努める。</li> <li>・自宅または事業所等前の街路灯・ストリートファニチャー（街具）は、できる範囲で清掃し、破損等の異常事態を発見した場合は、至急、景観まちづくり協議会に報告する。</li> <li>・自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。</li> <li>・自宅または自事業所等が有する沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉などのないよう、まちなみ修景に最小限の手入れを行う。</li> </ul>
賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくり協議会が主催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。</li> <li>・個人の利益のために、近隣に不快感を与えるような営業活動等は行わない。</li> </ul>

### ◆鶴来今町通りまちなみ重点地区整備イメージ



### ◆白峰まちなみ重点地区整備イメージ

